

令和元年10月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度10月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 報告第2号 農地等の現況に係る報告審議について (2件)
議案第34号 農地法第3条許可申請書審議について (11件)
議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について (4件)
議案第36号 農用地利用集積計画審議について (21件)
議案第37号 非農地証明願出書審議について (2件)
議案第38号 荒廃農地に係る非農地判断審議について (5件)

〈 出席委員 〉 (18人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治 |

〈 欠席委員 〉 (1人)

- 19番 今屋 政市

〈 出席推進委員 〉 (13人)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧聞 隆男 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 有馬 修一 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 |
| | | 27番 山下 浩二 |
| | | 31番 上野 勉 |

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

- 22番 東峯 満

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 東 浩文 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度10月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が13名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、5番「日高 格一」委員と、6番「池田 澄弘」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、報告第2号農地等の現況に係る報告審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは農地です。
なお、所有権移転等の際には農地法所定の許可が必要であり、競売で売却する場合には買受適格証明書が必要となります。
また、処理期限の関係上、裁判所へは報告済です。
番号2の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 10番 報告第2号の番号1について報告いたします。
令和元年9月24日、私と副の横山委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
現況地目は畑です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 報告第2号の番号2について報告いたします。
令和元年10月15日、私と副の横山委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は宅地です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございましたら。
- 議長 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第2号農地等の現況に係る報告審議を終わります。
次に、日程第3、議案第34号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
まず、議事参与制限の案件を先に審議いたします。
東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 13番 [退席]
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は160,463㎡、作物は甘藷です。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第34号の番号11について報告いたします。

令和元年10月22日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第34号農地法第3条許可申請書審議の東委員関係の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第34号農地法第3条許可申請書審議の東委員関係の案件について許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議事参与制限の案件が済みましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁から5頁をご覧ください。10件です。

番号1から番号3の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は22,907㎡、作物は野菜、甘藷です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,122㎡、作物はオリーブ、飼料です。

なお、これは親子間の所有権移転です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,556㎡、作物は飼料です。

なお、これは親子間の所有権移転です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,030㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,535㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は873㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,893㎡、作物は水稻です。

なお、これは親子間の所有権移転です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,262㎡、作物は水稻、ソバです。

以上、計10件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第34号の番号1から番号3は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和元年10月19日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第34号の番号4について報告いたします。

令和元年10月22日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第34号の番号5について報告いたします。

令和元年10月22日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第34号の番号6について報告いたします。

令和元年10月24日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第34号の番号7について報告いたします。

令和元年10月24日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第34号の番号8について報告いたします。

令和元年10月21日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

た。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第34号の番号9について報告いたします。

令和元年10月21日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第34号の番号10について報告いたします。

令和元年10月21日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第34号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第34号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第35号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は賃借権設定です。

番号2の転用目的は、駐車場、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

なお、番号4は、転用済みのため、始末書が付いています。

以上、計4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 4番 議案第35号の番号1について報告いたします。
令和元年10月24日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第35号の番号2について報告いたします。
令和元年10月21日、私と副の久木田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第35号の番号3について報告いたします。
令和元年10月22日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第35号の番号4について報告いたします。
令和元年10月21日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第35号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第35号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第36号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号4です。貸借です。

これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は1,066㎡、畑はなし、計1,066㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第36号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第36号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の26頁です。

面積について、田はなし、畑は1,008㎡、計1,008㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、貸借について説明いたします。資料の27頁から28頁です。

面積について、田はなし、畑は5,827㎡、計5,827㎡、うち再設定面積は5,827㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。

その他、農地中間管理機構分について説明いたします。

資料の30頁から32頁です。

日吉分として、面積について、田はなし、畑は10,862㎡、計10,862㎡、利用権設定件数は9件です。

吹上分として、面積について、田は538㎡、畑は4,567㎡、計5,105㎡、利用権設定件数は7件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第36号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第36号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第6、議案第37号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1と番号2は、雑種地です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第37号の番号1について報告いたします。

令和元年10月21日、私と副の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているため非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第37号の番号2について報告いたします。

令和元年10月21日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているため非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第37号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第37号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第7、議案第38号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の36頁をご覧ください。

申出分で、田は1筆40㎡、畑は4筆1,797㎡、計5筆1,837㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませぬか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませぬので、議案第38号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願ひします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第38号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願ひします。

2番 令和元年度10月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

5 番 (印)

6 番 (印)